

権利設定を受けようとする者の各法令における確認事項について

1 農地法

(1) 第3条、第42条

ア 権利設定後において、農地の全てを効率的に利用し、耕作できるか。(耕作できない場合は違反)

イ 信託の引受けによる権利設定の有無。(信託の引受けによる場合は原則違反)

ウ 権利設定後において、農作業に常時従事できるか。(従事できない場合は違反)

エ 権利設定予定農地の周辺の農地に支障を及ぼすことがないか。(支障を及ぼす場合は違反)

(2) 第4条、第5条、第51条

全ての所有農地について、違反転用状態になっていないか。(一か所でも違反転用地があれば違反)

2 農業振興地域の整備に関する法律

第15条の2、第15条の3

全ての所有農地のうち、農用地区域内の農地について、許可なく開発行為を行っているか。(行っている場合は違反)

3 種苗法

第20条、第25条

種苗法における育成者権又は専用利用権を侵害していないか。(侵害している場合は違反)

4 農薬取締法

第24条

以下の農薬以外の農薬を使用していないか。(使用している場合は原則違反)

※容器又は包装に第十六条の規定により表示のある農薬及び特定農薬